

平成25年3月29日(金) 裁決の概要

(別紙)

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	①原処分年月日 ②異議申立年月日 ③異議申立に対する処分年月日
1	横浜市長	横浜市の女性	平21. 12. 21	気管支ぜん息 障害補償費の支給	<p><b>棄却</b> 気管支ぜん息の障害の程度が3級から等級外とされた本件では、当該見直し診査期間中に請求人の妊娠、出産という時期が含まれていた。処分庁は、主治医診断報告書の記載や投薬がないことから等級外としたが、請求人は、頻回の症状がありながら、妊娠・出産のため、投薬等を控えたと主張した。当審査会は職権で母子手帳や病院カルテ等の提出を求め、気管支ぜん息は周産期においても投薬等を要さない安定した病状であったと判断した。よって原処分は相当と認められる。</p>	被認定者は、昭和53年生まれ。昭和63年、気管支ぜん息として横浜市長から認定。以降平成21年8月に等級外となるまで障害等級は3級。	(原処分に係る認定審査会への諮問日) 平21. 8. 18	①平21. 8. 24 ②平21. 9. 14 ③平21. 12. 4

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1	独立行政法人環境再生保全機構	兵庫県尼崎市の女性	平22. 7. 3	中皮腫 認定	<p><b>棄却</b> 細胞診標本に悪性所見はなく、放射線画像では胸膜プラークは認められたが、胸膜中皮腫を疑わせる所見は認めず、肺がんを疑わせる陰影もない。中皮腫ではなく、石綿起因性の肺がん及び石綿肺でもない。よって原処分は相当である。</p>	審査請求人は、死亡した認定申請者(昭和3年生)の妻。  認定申請者は、石綿管の運輸、クボタの工場周辺でのガス工事の職業歴がある。	平20. 9. 25 及び 平22. 3. 29	平22. 6. 24
2	独立行政法人環境再生保全機構	山梨県北杜市の男性	平22. 8. 15	中皮腫 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料	<p><b>棄却</b> 認定申請の疾病名の腹膜中皮腫は、女性の場合、婦人科腫瘍等との鑑別が重要である。本件では、中皮腫の陽性マーカーが陰性で、婦人科腫瘍等の陽性マーカーが陽性であり、中皮腫ではなく、婦人科腫瘍、とくに卵巣腫瘍が疑われる。放射線画像も、これに矛盾しない。よって原処分は相当である。</p>	審査請求人は、未申請死亡者(昭和8年生)の子。	平21. 11. 20	平22. 6. 24
3	独立行政法人環境再生保全機構	群馬県高崎市の女性	平22. 9. 8	中皮腫 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料	<p><b>棄却</b> 細胞診で認められた腫瘍について、中皮腫の主要な陽性マーカー(複数)が陰性であり、中皮腫を否定できる。放射線画像上も胸膜プラーク及び肺線維化所見もない。よって原処分は相当である。</p>	審査請求人は、未申請死亡者(昭和33年生)の妻。 未申請死亡者は、レントゲン技師等の職業歴がある。	平21. 11. 22	平22. 7. 28

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
4	独立行政法人環境再生保全機構	福島県石川郡の男性	平22. 10. 18	中皮腫 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料	<b>棄却</b> 病理組織学的診断では、中皮腫の陽性マーカー（複数）が陰性、中皮腫の陰性マーカー（複数）が陽性であり、中皮腫ではなく、腺癌が疑われた。よって、原処分を相当とする。請求対象者は、「悪性中皮腫」との臨床診断で、転院先の病院で右胸膜全摘手術を受け、その1年4か月後に死亡している。認定申請用の診断書等を作成したこの病院は、診断名を「悪性中皮腫」とし、「（前医での診断です）」と付記しているが、当審査会の職権調査を機に、「中皮腫よりも腺癌がより考えられる」との訂正報告書を当審査会に提出した。報告書の日付けは手術の4年9か月後で、処分庁及び請求人へ送付された形跡も見当たらず、病院側の不可解な診断、治療経過も指摘せざるを得ない。	審査請求人は、未申請死亡者(昭和24年生)の夫。	平22. 2. 9	平22. 9. 27
5	独立行政法人環境再生保全機構	大阪府和泉市の女性	平23. 3. 3	著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 認定	<b>棄却</b> 請求人について、石綿ばく露の可能性はあるが、著しい呼吸機能障害及びびまん性胸膜肥厚はいずれも認められない。本件請求の指定疾病の病態の中心は「著しい呼吸機能障害」で、その可能性を示す検査数値が認定申請用の診断書に記載されていた。当審査会は、職権で原検査記録の提出を求め、この数値が真正ではないことを確認し、他の医学的資料と合わせ、不認定とした。処分庁側は、この検査数値の検討すらず、「提出された呼吸機能検査の結果は、いずれも基準を満たさず」としており、不適切ともいえる審査である。ただし、不認定とする原処分の結論自体は、取り消す必要はない。	審査請求人(昭和5年生)は、母が自宅近くの石綿工場に勤務していたため、幼少時に工場への出入り経験がある。	平22. 7. 26	平23. 1. 6
6	独立行政法人環境再生保全機構	名古屋市熱田区の女性	平23. 3. 24	著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料	<b>取り消し</b> 本件の「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」は平成22年から、指定疾病に追加された。本件請求の対象者は長年の石綿スレート施行技能者で、その死亡から19年後の認定申請に際し、著しい呼吸機能障害を示す呼吸機能検査結果及び石綿ばく露を支持する放射線画像所見等が明瞭に記載された診療録等が提出されていた。にもかかわらず処分庁側は、診療録等に「石綿肺」との病名が記載がないというだけで、診療録等の内容にいささかの注意も払わず、明らかな「石綿肺」を看過し不認定としたものである。「ご提出いただいた資料から判定できない」とした審査は極めて不適切であり、原処分の破棄は免れない。	審査請求人は、施行前死亡者(昭和7年生)の妻。施行前死亡者は、石綿スレート工施行技能者で、石綿スレート協会から、「斯業に精励すること二十年」との表彰状を受けている。	平22. 8. 11	平23. 2. 24
7	独立行政法人環境再生保全機構	埼玉県南埼玉郡の女性	平24. 8. 30	著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料	<b>却下</b> 本件請求は行政不服審査法の定める審査請求期間（60日）を54日超過した事案で、同法のただし書の「やむをえない理由」に該当するかどうかを検討した。従来の法解釈は「天災等の客観的事由」とされるが、当審査会は、これにとどまらず、最高裁判例でも近年顕著な国民の権利保護、救済の観点から、請求人が社会的な支援、補助を必要としながら、対応すべき社会的基盤が不備である事情等も「やむを得ない理由」に当たる場合があり得ると考える。この観点からも、本件請求は認められず、却下する。	審査請求人は、未申請死亡者(昭和18年生)の妻。未申請死亡者は、主治医の報告書によると石綿関係の職業歴がある。	平23. 10. 12	平24. 5. 10